

入札参加停止措置の概要

商号又は名称	(有) 松瀬工務店						
所在地	木曾郡南木曾町吾妻48-2						
認定番号	20-009388						
入札参加停止期間	令和5年12月9日から令和6年12月8日まで(12か月)						
事実概要	<p>当該会社の代表取締役は、南木曾町発注の公共施設建設工事において、公契約関係競売入札妨害の罪で起訴された。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められる。</p>						
理由	<p>長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領別表第2第8号(競売入札妨害又は談合)に該当し、建設工事の契約の相手方として不相当であると認められるため。</p>						
備考	<p><b>【入札参加停止措置要領別表抜粋】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>措置要件</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>競売入札妨害又は談合</td> <td>8 県又は県内の他の公共機関と締結した契約に係る建設工事等に関し、入札参加資格者又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき</td> <td>逮捕又は公訴を知った日から6か月以上24か月以内</td> </tr> </tbody> </table>		措置要件	期間	競売入札妨害又は談合	8 県又は県内の他の公共機関と締結した契約に係る建設工事等に関し、入札参加資格者又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき	逮捕又は公訴を知った日から6か月以上24か月以内
措置要件	期間						
競売入札妨害又は談合	8 県又は県内の他の公共機関と締結した契約に係る建設工事等に関し、入札参加資格者又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき	逮捕又は公訴を知った日から6か月以上24か月以内					